

七ヶ宿町地域おこし協力隊募集要項（有害鳥獣追い払い隊活動）

1. 募集の趣旨

七ヶ宿町は、蔵王連峰の南麓、宮城県最南西部に位置し、福島・山形の両県と境界を接し、奥羽山脈の東南斜面の一角を占め、周囲91kmにおよぶ自然環境に恵まれた町です。町のほぼ中央を東西に白石川が流れ、これに沿うように集落が形成されています。地域の大部分が自然環境に恵まれ、青い空と四方の山々とが美しく調和しています。

しかし、一方では、人口減少や高齢化が進み地域の担い手不足や、町内諸活動が停滞するなど深刻な状況にあります。

本町ではこのような課題を抱えながらも、地域と一体となり農山村の活性化や地域資源を活かした魅力あるまちづくりを実現するために、意欲溢れる人材を積極的に受け入れ、地域づくりから新たな産業の創出まで地域住民と一緒に取り組み、まちづくりを行う地域おこし協力隊を募集します。

七ヶ宿町では、令和8年5月末日までに37名の地域おこし協力隊員を採用し、現在は7名の隊員が現役で活動しております。

先輩協力隊の活動

【まちづくり活動 協力隊3名】

活動先 七ヶ宿まちづくり（株）

ホームページ <https://7kashuku.jp/>

Instagram https://www.instagram.com/7kashuku_nanairo/



【ホームページ】



【インスタ】

【芸術の里づくり活動 協力隊2名】

活動先 無限陶房合同会社

ホームページ <https://mugentobo.tumblr.com/>

Instagram <https://www.instagram.com/mugentobo/>



【ホームページ】



【インスタ】

【ワインづくり活動 協力隊2名】

活動先 ユズファームワイナリー

ホームページ <https://www.yuzfarm.com/>

Instagram <https://www.instagram.com/mugentobo/>



【ホームページ】



【インスタ】

2. 募集内容

区 分	活 動 内 容
【有害鳥獣追い払い隊活動】	地域住民や町職員、猟友会などの関係団体と連携しながら鳥獣被害対策に取り組み、被害対策の推進を図る。年間を通じて山村地域の地域活性に携わる。 ① 有害鳥獣（イノシシ、サル、クマ等）の捕獲活動補助 ② わな設置補助、見回り ③ 被害発生状況の調査及び巡回 ④ 電気柵等の被害防止対策支援 ⑤ 有害鳥獣実施隊活動の補助 ⑥ 捕獲許可申請等の各種書類作成 ⑦ 捕獲実績の集計及び報告 ⑧ 狩猟免許取得及び捕獲技術の取得 ⑧ 地域住民からの相談対応 ⑨ その他鳥獣被害対策に関する業務 〔活動先：七ヶ宿町有害鳥獣対策協議会〕

※ 上記活動以外に次の（１）～（３）の活動も行います。

（１）集落等の要望により住民と協力して行う活動

可能な範囲で集落の環境維持、高齢者の生活支援、町内・地域行事への参加、コミュニティ事業などの地域づくり活動。

（２）協力隊としての自主的な地域振興活動

経験やスキル等を生かし、協力隊として自主的に企画活動。

（２）その他の活動

広報誌への掲載原稿作成。

協力隊の活動に必要な打ち合わせや研修などへの参加。

3. 応募資格

（１）現在、三大都市圏をはじめとする都市地域等（※）に住民票を有し、任用後は七ヶ宿町に住民票及び生活拠点を移すことができる方

※詳しい地域は、総務省のHPで確認するか、個別にお問い合わせください。

【総務省HP】https://www.soumu.go.jp/main_content/000847999.pdf

（２）年齢がおおむね20歳以上の方

（３）普通自動車運転免許を有する方（AT限定可）、又は委嘱までに取得見込みであり、業務で運転
 ができる方

（４）心身ともに健康で野外活動に従事できる方

- (5) 地域住民と積極的にコミュニケーションを図れる方
- (6) 鳥獣被害対策や狩猟活動に関心を有する方
(狩猟免許の有無は問いません。採用後に狩猟免許を取得していただきます。)
- (7) 地方公務員法第16条の欠格事項に該当しない方。

4. 求めている人物像

- (1) 自然豊かな中山間地域での暮らしに関心がある方
- (2) 豪雪地帯での生活に理解を持ち、地域に溶け込める方
- (3) 地域住民と協力しながら活動できる方
- (4) 鳥獣被害対策に意欲的に取り組める方
- (5) 将来的に七ヶ宿への定住を検討している方
- (6) 地域課題の解決に主体的に取り組める方

5. 募集人員

若干名

6. 委嘱日

要相談 面接時にご希望時期をお話してください。

7. 活動期間

委嘱から最大3年間とします。

8. 地域おこし協力隊の身分及び勤務形態等

- (1) 地域おこし協力隊は町の委嘱を受け、事業所等へ配属されます。
- (2) 報酬は月額20万円とします。※社会保険料等の本人負担あり。
- (3) 地域おこし協力隊は、町及び配属先の指示に従い活動するものとし、次に定める場合は委嘱の取り消しを行う場合があります。
 - ① 本人からの申し出があった場合
 - ② 地域おこし協力隊に不良行為（協力隊としてふさわしくない行為）が認められた場合
 - ③ 傷病、事故等により、地域おこし活動等が継続できなくなった場合
 - ④ 応募内容に虚偽があった場合
- (4) 活動時間、休日、休暇等の労働条件は、配属先の条件となります。
- (5) 待遇・福利厚生は次のとおりとします。
 - ① 活動期間中の住宅については町が支援します。
 - ② 活動に必要な消耗品等は町又は配属先が負担します。
 - ③ 狩猟免許取得に要する経費を支援します。
 - ④ 傷害保険等へ加入します。
 - ⑤ その他活動に必要な経費については予算の範囲内で支援します。
- (6) 地域おこし協力隊が負担するものは次のとおりとします。
 - ① 本町までの交通費、引越しに必要な経費
 - ② 活動期間中の健康保険料、年金保険料等の社会保険料

- ③ 貸与された住居に係る光熱水費、電話等通信費
- ④ 活動期間中の私生活に必要な備品、消耗品等
- ⑤ 自己都合により、町で指定した住居以外に入居する場合の家賃等

9. 募集期間

採用者が決定するまで募集を行います。

10. 応募方法

七ヶ宿町地域おこし協力隊募集要項を確認後、指定の応募用紙及び住民票の写しを「12. 問い合わせ先」まで郵送してください。

指定の応募用紙は七ヶ宿町のホームページ（お知らせ）からダウンロードできます。

11. 選考方法

（1）選考試験

1 次試験 書類審査

2 次試験 面接審査 町が指定する日時に行います。

なお、選考試験に要する交通費等は個人負担となります。

（2）選考結果の通知

結果のお知らせは、面接審査を受けた方のみ、通知します。

12. 問い合わせ先

〒989-0592 宮城県刈田郡七ヶ宿町字関 1 2 6

七ヶ宿町ふるさと振興課企画係

TEL：0 2 2 4－3 7－2 1 9 4

E-mail: shichi24@town.shichikashuku.miyagi.jp